

審 査 基 準

平成 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第 6 3 条第 7 項
処 分 の 概 要	故障車両の整備確認
原権者（委任先）	警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官)、車両の整備にかかる事項について 権限を有する行政庁
法 令 の 定 め	道路運送車両の保安基準
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	1 日
申 請 先	最寄りの警察署、高速道路交通警察隊又は地方運輸局陸運支局の担当窓口
問 い 合 わ せ 先	警察本部交通部交通指導課 最寄りの警察署又は高速道路交通警察隊
備 考	